

総 括 調 査 票

事案名	(1) 地域再生支援利子補給金			調査対象 予算額	平成 26 年度：250 百万円 平成 25 年度：223 百万円	調査区分	本省調査
所管	内閣府	組織	内閣本府	会計	一般会計	取りまとめ財務局	—

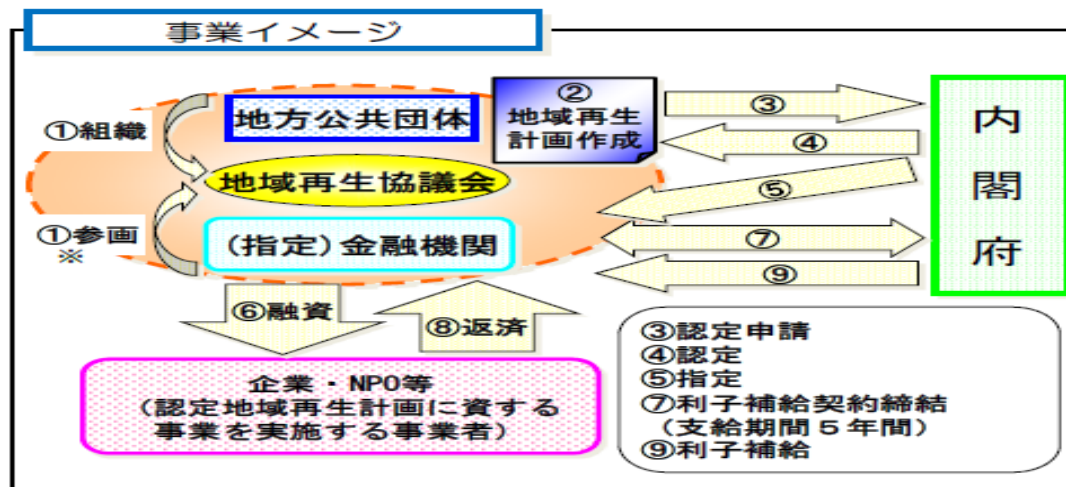
①調査事案の概要

事案の概要

地域再生制度とは、地域経済の活性化や雇用機会の創出といった地域の活力の再生を推進するため、地域が行う自主的・自立的な取組みを支援する制度。地方公共団体は、地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を受けることで、当該地域再生計画に記載した事業の実施に当たり、財政、金融等の支援措置を活用することができる。

平成 17 年度の地域再生制度創設後は、政府系金融機関である日本政策投資銀行の低利融資という金融支援措置が設けられていたが、平成 20 年 10 月に株式会社日本政策投資銀行が設立され、他の金融機関との対等な競争関係を確保する必要があることから、従前の低利融資を行うことができなくなった。そこで、同制度に変わる新たな金融支援措置として平成 20 年度から地域再生支援利子補給制度を設けることとした。

この地域再生支援利子補給制度は、国が指定した金融機関から、地域再生計画に記載された事業を行う事業者が当該事業資金を借り入れる場合、金融機関に対して貸出残高の最大 0.7%の補給金を 5 年間にわたり支給することで、低利での資金調達を支援するもの。



総 括 調 査 票

事案名 (1) 地域再生支援利子補給金

②調査の視点

1. 事業採択の状況

- ・ 利子補給制度を利用する地域再生計画はどの程度あるのか。
- ・ 利子補給制度を複数回使用している事業者はどの程度いるのか。
- ・ 利子補給制度の採択にあたりどのような要件を重視しているのか。

2. 地域再生協議会等における事業効果の検証状況等

- ・ 利子補給の申請時に雇用機会の創出、地域活性化への取組みについての目標が定量的に示されているか。
- ・ 利子補給期間中、利子補給終了後及び事業終了後において、計画策定自治体等で期待された効果があがっているか等事業の進捗把握、助言するなど監督する仕組みがあるか。

③調査結果及びその分析

1. 事業採択の状況

- ・ 地域再生計画期間中である 527 計画 15 計画が地域再生利子補給金制度を活用
- ・ 過去に利子補給を受けた 64 事業者中 7 事業者が複数回制度を使用。(DBJ 低利子融資制度の利用事業者を含めると 14 事業者が複数回使用)
- ・ 過去に利子補給の対象とした 74 事業中 66 事業は、利子補給開始前から事業を開始。(ただし、利子補給を見込んで事前に事業を開始していた可能性は排除されない。)
- ・ 予算の範囲内で採択するため、地域再生計画の内容に適合していれば採択する。予算の範囲を超える要望があった場合には、利子補給の受給回数等は勘案せず、平成 25 年度以降は要望額のうち一定割合を一律で採択している。

2. 計画策定自治体（地方再生協議会等）における事業効果の検証状況

- ・ 過去に利子補給の対象とした 74 事業中 56 事業は定量的な目標が設定されていた。
- ・ 利子補給期間中に事業効果の検証をおこなっているのは、計画策定 15 自治体中 3 自治体（74 事業中 7 事業）。
- ・ 利子補給期間終了後に事業効果の検証をおこなっているのは、計画策定 15 自治体中 3 自治体（74 事業中 7 事業）。
- ・ 利子補給期間終了後に事業が終了した際に事業効果の検証を行っているのは計画策定 15 自治体中 2 自治体（74 事業中 6 事業）。

④今後の改善点・検討の方向性

1. 事業採択の状況

- ・ 今後の採択にあたっては新規事業者を優先し、類似事業の 2 回目以降の申請については、1 回目の事業の成果を勘案することを検討すべき。
- ・ 利子補給開始前から事業を開始している例が多いため、今後の採択にあたっては、利子補給制度が事業の実施・継続を後押ししているか否かを精査すべき。
- ・ また、予算の範囲を超えるような場合は、利子補給の受給回数を勘案するなど一律的な配分は見直すことを検討すべき。

2. 事業効果の検証

- ・ 計画策定自治体の多くは、利子補給期間中等において効果検証等の取組を行っておらず、事業成果の成否が不明。
- ・ 利子補給を受ける際には、計画策定自治体において、利子補給期間中に事業の進捗管理や問題点を抽出し、事業終了後にも定量的に事業効果を把握させ、内閣府への報告・公表を求めるなどの改善を図るべき。